

アイプラザ半田ネーミングライツパートナー募集要項

1. 目的

半田市では、民間資金を活用して公共施設の持続可能な維持管理を行うとともに、社会貢献の場として利用していただくため、市が所有する施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナーを募集します。

2. 募集概要

(1) 対象施設、契約期間及びネーミングライツ料

施設名（所在地）	契約期間	ネーミングライツ料(税込)
アイプラザ半田 （半田市東洋町一丁目 8番地）	令和9年4月1日から 令和12年3月31日 まで	年額100万円以上

- ※1 愛称の使用開始日は、令和9年4月1日を基準といたしますが、市民への周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて両方で協議することとします。
- ※2 契約の更新に際しては、原則優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利）があります。

(2) ネーミングライツパートナーの権利

ネーミングライツパートナーは、当該施設に企業名や商品名等を付した愛称を命名し、(3)①に定めるものについて、その愛称を表示することができます。

(3) ネーミングライツパートナーに対する特典

各施設に共通するネーミングライツパートナーのメリットは、以下のとおりです。

- ① 愛称の表示が可能なものは、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページです。なお、新たに看板等の設置を希望する場合は、別途協議の上、設置の可否を決定することとします。
- ② 看板等の施工の範囲、実施時期および内容については協議の上決定します。なお、施設屋外に設置する看板等の広告物については、愛知県屋外広告物条例による規制がかかるため、関係法令を遵守のうえ、ネーミングライツパートナーにおいて必要な事務手続きを行うこととします。
- ③ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。
- ④ ネーミングライツパートナーが周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、市および関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。
- ⑤ その他ネーミングライツパートナーに付与する特典については、別途協議の上、決定するものとします。その他、希望する特典があれば、ネーミングライツパートナー申込書（様式1）において、ご提案ください。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

(4) 命名の条件等

① 命名に関する条件

- ア 市民に親しまれ、かつ、施設の内容にふさわしい愛称としてください。
- イ 半田市広告掲載審査基準（平成 19 年 4 月 1 日制定）第 3 条に該当する愛称は、使用できません。
- ウ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。
- エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- オ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。また、愛称が定着するまでの間、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

② 指定管理者制度に係る留意事項

指定管理者制度の趣旨を踏まえ、ネーミングライツの導入が指定管理者の管理運営の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとします。

ア 競合への配慮

指定管理者以外の事業者からの提案については、当該事業者の事業内容及び提案内容が、現指定管理者の事業、施設管理、施設運営と競合しないこととします。

※必要に応じて関係者（指定管理者等）及び市民等への意見聴取等を行う場合があります。

イ 費用負担の考え方

現指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理業務に係る経費とみなさないものとします。

<指定管理者>

特定非営利活動法人半田市観光協会

(5) 地域貢献の提案

ネーミングライツパートナーとして、当該公共施設のイメージアップにつながる提案や地域貢献の場として活用する提案を期待しています。

(6) 愛称の普及・定着

- ① ネーミングライツパートナー決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、市報、ホームページ等を通じて発表します。
- ② 市は、愛称の普及・定着を図るため、市の各種広報において愛称を使用するとともに、関係施設の管理者やメディア等に対し、愛称の使用を働きかけます。

(7) ネーミングライツ導入に伴う費用負担等

ネーミングライツ料のほか、愛称の変更に伴い生じる各種費用等の負担区分は次のとおりとします。

内容	費用負担者
敷地内外の看板等の新設及び既存看板等の変更、及びそれらに係る修繕等の維持管理	パートナー
新設及び更新した看板等を起因とした第三者への損害賠償	パートナー
契約期間終了後の原状復帰	パートナー
既存看板の修繕等の維持管理	市（指定管理者）
市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物（契約前に作成済みの場合は除く）や市ウェブサイトの表示変更	市（指定管理者）

※ 施設のパンフレット、ホームページの表示変更は、市とネーミングライツパートナーが協議し決定します。

※ 当該施設の敷地外の屋外広告の表示変更等は、可否を含めて協議します。

※ 特に定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し決定します。

3. 応募資格

(1) 本市のネーミングライツパートナーにふさわしい法人とします。ただし、次の事項に該当し、又は該当する事業等を行う法人は除きます。

- ① 半田市広告掲載審査基準（平成 19 年 4 月 1 日制定）第 2 条に掲げる業種又は事業者
に該当する。
- ② 半田市指名審査等事務取扱要綱第 6 条の規定により指名停止措置を受けている者
- ③ その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が判断した者

(2) グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ① グループを構成するすべての法人が応募資格を有すること
- ② グループを代表する法人を定めること
- ③ 単独で提案した法人は、グループの構成員になることはできないこと
- ④ 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

4. 募集期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から 11 月 16 日（月）

5. 応募方法

(1) 提出書類

- ア アイプラザ半田ネーミングライツパートナー申込書（様式 1）
- イ 委任状（様式 2）※ 代理人が申し込む場合
- ウ 誓約書（様式 3）
- エ 地域貢献に対する考え方、活動実績および今後の計画書（様式 4）
- オ 法人役員名簿（様式 5）
- カ 法人の概要（様式 6）
- キ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

ク 法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税及び法人市町村民税の
納税証明書（直近事業年度のもの）

※キ及びクについては、原本の写しでも構いません。

※キについては、証明年月日が提案書提出時からさかのぼって3か月以内のものとして
ください。

※市の入札参加資格を有している者は、キ及びクを省略することができます。

※半田市に本社がある場合、クの提出書類のうち半田市税の納税証明書の提出は必要あ
りません。（市で納税状況の確認を行います。）

※提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、半田市情報
公開条例に基づき公開することがあります。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出先

ア 持参の場合

半田市市民経済部観光課（半田市東洋町二丁目1番地）

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までです。

ただし、水曜日は午後7時まで受け付けます。

イ 郵送の場合

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地 半田市市民経済部観光課 宛

(4) 質問受付等

応募に関しての質問受付等は、次のとおりです。なお、口頭での質問は受付できませ
ん。

① 質問方法

「質問票」に記入のうえ、持参又はEメールで市民経済部観光課まで提出してくださ
い。また、未到達を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。

・持参の場合：〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地 半田市市民経済部観光課 宛

・電子メールの場合：kanko@city.handa.lg.jp

② 回答方法

質問に対する回答は、随時、質問者名を伏せたうえで、市ホームページに掲載します。

③ その他

質問に対する回答には1週間程度の時間を要するため、余裕を持ってご質問ください。

6. ネーミングライツパートナーの選定方法

① 市職員で構成する選考委員会において、次の審査基準を基に提案に対する採用の可 否、優先交渉権者※の決定等について審査及び選考を行います。

また、応募者が2者以上の場合は、選考委員会において、提出書類に基づきプレゼ
ンテーションを行うものとします。日時等詳細は後日通知します。（11月中旬実施
予定）

② 協議は先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合 は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行 うものとします。

③ 選考委員会の結果は、応募者全員に文書で通知します。

※ 応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人をいいます。

〔審査基準〕

	審査項目	評価基準	配点
1	愛称、ロゴ等のデザインは適切か	● 市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか ● 施設の管理運営に支障が生じないか	20
2	提案金額（年額）	● 提案金額（年額）が最高のものを1位とし、50点を付与する。2位以下は、提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を50点に乗じた得点とする。	50
3	パートナーとして適当か	● 公共施設のパートナーとしてふわしいか。 ● 地域貢献や支援の実績及び計画があるか ● 当該施設のイメージアップにつながる提案内容となっているか	30
合計			100

- 応募者が1者であった場合は、上表の審査項目1、3による評価とし、その合計得点が7割以上であることを優先交渉権者として選定する条件とします。
- 合計得点が同点の場合は、審査項目1の得点が多い応募者の順位を上位とします。
 （提案金額の評価について）提案金額の得点 = $50 \text{ 点} \times \text{提案金額} / \text{最高提案金額}$
 （例）

A者	300万円（年額）	1位のため 50点
B者	150万円（年額）	$50 \text{ 点} \times 150 \text{ 万円} / 300 \text{ 万円} = 25 \text{ 点}$
C者	100万円（年額）	$50 \text{ 点} \times 100 \text{ 万円} / 300 \text{ 万円} = 16.7 \text{ 点}$

7. 契約締結

優先交渉権者と協議を行い、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

8. ネーミングライツ料の支払

契約初年度については、市が指定した期日までに支払うものとし、2年目以降については、毎年度4月末日までに当該年度分を支払うものとします。（一括払いとし、分割して支払うことはできません。）

9. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたとき、またはネーミングライツパートナーから契約解除の申し出があった場合、市は契約満了待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。また、契約を解除した場合、ネーミングライツパートナーが既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。